

交通通児等の人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

援護一時金 平成20年4月1日以降に交通通児等となった県内在住の18歳以下の方1人につき10万円を給付します。ただし、1回の事故につき1回限りの支給とします。

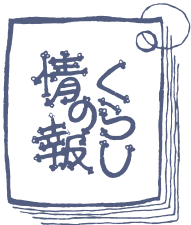
埼玉県西部福祉事務所 設置に係るお知らせ

埼玉県では、平成22年4月1日から4つの福祉事務所を設置します。現在、入間東福祉保健

交通通児等を対象に、援護金・援護一時金を給付します。

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県在住の交通通児等に対し、援護金及び援護一時金を給付しています。

援護金 乳幼児及び小・中・高等学校並びに各種学校に在学する平成3年4月2日以降に生まれた交通通児等で、次の世帯に該当する場合は、交通通児等1人につき、10万円を給付します。



申請書類 役場学校教育課及び学校にある「交通通児援護基金のしおり」を参照ください。

提出期限 援護金/平成22年1月末日 援護一時金/平成22年9月末日

提出先 みずほ信託銀行浦和支店に郵送・持参してください。

〒330-0063 さいたまし市浦和区高砂2-1-18

☎048-822-0191

お問い合わせ 埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課

☎048-830-12958

自衛官採用試験のお知らせ

種目・対象 陸上自衛隊高等工科学校生徒

受験資格 平成22年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子

受付期間 平成21年11月1日(日)～平成22年9月8日(金)まで

試験日 1次/平成22年1月23日(出)、2次/平成22年2月6日(出)・9日(火)の指定する1日

ホーパージ「自衛隊埼玉」で検索

申込み・問い合わせ 自衛隊入間地域事務所

☎041-292-2314 691

製造事業所の皆様へ/統計調査にご協力ください。

平成21年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省・埼玉県・三芳町

☎048-830-13391

第4次行政改革大綱

パブリック・コメントの募集

町では、平成22年度から平成26年度までの5年間を期間とする「第4次行政改革大綱」の策定作業を進めています。この度素案がまとまりましたので、広く町民の皆さまからご意見を募集いたします。

皆さまからいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

意見募集の対象 第4次行政改革大綱(案)

募集期間 平成22年1月5日(火)～2月5日(金)

意見募集の方法 行政改革大綱(案)は、募集期間中町ホームページで閲覧できます。また、役場総合政策室、各公民館、図書館、歴史民俗資料館で配布しています。詳しくは、町ホームページ(<http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>)または総合政策室にお問い合わせください。

問い合わせ 総合政策室 (内線422・423) FAX274-1055

貯金が一定額を超えないこと

③ハローワークに求職登録を行って、常用就職に向けた就職活動を行っていること

支給期間 最長6ヶ月

支給額 月最四万五千円以内(地域と世帯構成によって異なります)

問い合わせ 埼玉県福祉部社会福祉課

☎048-830-13280

入間福祉保健総合センター

☎041-292-9141 17

ご利用ください

▽ゆずります/インクカートリッジ(フラーザー) LC11インク4色/本棚(二重スライド書架と三重スライド書架)

▽ゆずつてくたさい/女の子用自転車12〜18インチ/シリリングライト/物置

▽連絡先/自治環境課(内線262)

係から

■「アンテナ」への投稿を募集しています。電話かハガキでお寄せください。ただし、営利を目的としたものは、ご遠慮ください。

▽連絡先/三芳町役場秘書広報室秘書広報課

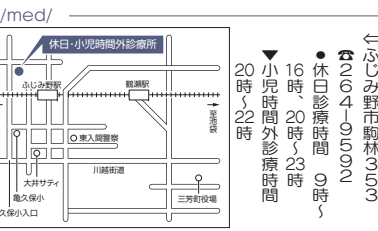
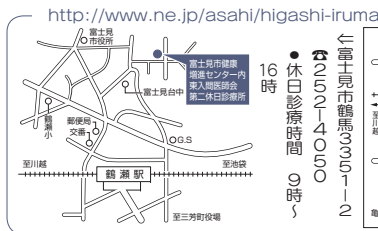
☎258-5810019(内線311・313)

FAX 274-11054

職と住居を失った方への住宅手当

支給対象者 2年以内に離職し、住居を喪失している方(喪失するおそれのある方を含む)で、就労意欲のある方

支給要件 ①原則収入なし ②預



休日・小児時間外診療のご案内

- 休日診療日 日曜 祝日 および年末年始(12月31日・1月3日)
- 小児時間外診療日 月曜～土曜
- ふじの野市駒林5003 2004-00020
- 休日診療時間 9時～16時
- 小児時間外診療時間 20時～22時

	●子育て相談	●住民相談	●成人健康相談	●外国人生活相談
とき	月～金曜 随時受付 各保育所・子育て支援センター	毎月第1・第3木曜(祝日の場合翌週)午後1時～5時	不定(電話申し込み時に、相談の上決定)	毎週火曜日 午前10時～午後1時 毎週木曜日 午後1時～4時
ところ	各保育所所長・専任の相談員	役場1階住民相談室(予約制)	保健センター	ふじのみの国際交流センター 電話相談は☎269-6450(直通)
相談員	第1保育所 ☎258-0512 第2保育所 ☎258-6858 第3保育所 ☎258-9961	弁護士、人権擁護委員、行政相談委員、県民相談員	管理栄養士、保健師	専門の相談員
連絡先	子育て支援センター ☎258-5106	総務課人権推進係(内線404・405)	保健センター(☎258-1236)	総務課人権推進係(内線404・405)

	●女性相談	●内職相談	●消費生活相談	●教育相談
とき	毎月第2・第4金曜(祝日を除く)午前11時～午後3時30分	毎週水曜(年末年始・祝日を除く)午前10時～午後4時	毎週火・金曜(年末年始・祝日を除く)午前10時～午後4時	毎週月曜～金曜(祝日を除く)午前9時30分～午後4時30分
ところ	役場1階住民相談室(予約制)	役場2階産業振興課内職相談室	役場2階産業振興課消費生活相談室	総合体育館4階教育相談室 電話相談は☎274-1023(直通)
相談員	専門の心理カウンセラー	専任の内職相談員	専任の消費生活相談員	常任相談員
連絡先	総務課人権推進係(内線404・405)	産業振興課商工労政係(内線214)	産業振興課商工労政係(内線214)	教育委員会学校教育指導係(内線522)

県民生活部 子育て支援センター

〒330-0063 さいたまし市浦和区高砂2-1-18

☎048-822-0191

お問い合わせ 埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課

☎048-830-12958

埼玉県西部福祉事務所

〒330-0063 さいたまし市浦和区高砂2-1-18

☎048-822-0191

お問い合わせ 埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課

☎048-830-12958

土曜体験教室「まゆ玉飾りを作ろう」

まゆ玉とは、その年の豊作を願って、小正月に上新粉で作った団子を樫などの枝にさして飾る伝統行事です。当日は作ったまゆ玉飾りを持ち帰ることができます。

日時 平成22年1月9日(土)、午前10時～12時

場所 歴史民俗資料館

持ち物 エプロン・タオル・飲み物等

材料費 1人につき200円

対象 小学4年生以上

定員 20名(要申込・先着順)

申込み・問い合わせ 歴史民俗資料館

☎258-6655 FAX258-8466

民営自転車駐輪場の利用料を補助します

平成21年度の請求(平成21年4月から22年3月分まで)は、平成22年3月31日までに申請してください。

対象者 町内に住所を有し、民営自転車駐輪場を定期的に利用する小学生、中学生及び高校生。

補助及び補助額 1か月を単位とし、1か月当たりの利用料が2,000円を超える場合においてその利用料から2,000円を差し引いた額を補助します。ただし、1か月当たりの限度額は1,000円です。

申請書類 利用料補助請求書・領収書・学生証の写しまたは在学証明書・印鑑・補助金の振込先が確認できるもの

申請場所 自治環境課交通防犯係・藤久保出張所・竹間沢出張所

お問い合わせ 自治環境課(内線267) FAX274-1053

償却資産の申告のお願い

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産をお持ちの方にも課税されることになっておりますので、1月1日現在、三芳町に所在している償却資産を所有している方は、1月31日までに申告をお願いします。

償却資産とは、法人や個人事業主が、その事業のために使用している機械、器具、備品等をいいます。具体的には次のようなものが該当します。

①構築物/門、塀、広告塔、舗装路面等

②機械及び装置/印刷機、工作機等

③車両及び運搬具/フォークリフト等

④工具器具及び備品/机、いす、パソコン、陳列ケース、冷暖房機等

問い合わせ 税務課(内線135) FAX274-1050

親子交流の場として「子育てサロン」

日程 (予約不要)

- 0歳児/1月12日(火)・15日(金)
- 1歳児/1月13日(水)・19日(水)
- 2歳児/12月22日(火)、1月14日(木)

時間 午前10時～11時30分

場所 子育て支援センター

内容 自由遊び、園遊遊び、絵本の読み聞かせ、年齢に合った遊びや歌、子育てアドバイザー等

問い合わせ 子育て支援センター

☎258-5106 FAX258-5136

要介護認定を受けている方に障害者控除対象者認定書を交付します

所得税・町民税の申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、障害者控除が受けられます。

対象者は、12月31日現在、65歳以上で要介護1から5の認定を受けている方です。申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。対象者には、1月上旬に申請書を郵送しますので、必要な方は記入の上提出してください。(認定書の交付は、1月以降になります。)

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳が交付されている方は、申請の必要はありません。

問い合わせ 高齢者支援課(内線184～187) FAX274-1051

子育てサロン「わくわくタイム」

日時 12月21日(月)、1月18日(月)

午前10時～11時30分

集合 午前10時30分までに、藤久保児童館に集合

対象 0～5歳位までの子どもと親

問い合わせ 子育て支援センター

☎258-5106 FAX258-5136

育児相談

期日 1月8日(金)

受付時間 午前9時15分～10時

場所 保健センター

対象 0歳～就学前

持参する物 母子健康手帳・筆記用具

問い合わせ 保健センター

☎258-1236 FAX258-5994